

住吉中継ポンプ場自家発電設備更新工事

特記仕様書
(土木)

甲府市上下水道局

土木工事特記仕様書		
1. 適用	① 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。 ② 本特記仕様書及び図面に記載のない事項は、下記の図書を参考にする。 ■ 山梨県土木工事共通仕様書 ☐ ☐ () ☐ () ☐ () ☐ ()	
2. 共通事項		
① 工期	■ 本工事の工期は設計図書に明記したとおりとするが、これには雨天・休日等を見込んでいる。 ☐ 本工事の工期は設計図書に明記したとおりとするが、これには休日等を見込んでいる。 なお、上記の休日等には下記を含む。 ■ 日曜日・祝日 ■ 夏期休暇 ■ 年末年始休暇 ■ 作業期間内の全土曜日	
② 他工事との調整	■ 同一敷地内の他工事(設備工事を含む)と工程、取り合い及び安全管理等について、常に十分な調整を図らなければならない。 ☐ 下記の工事と工程、取り合い及び安全管理等の調整を図ること。	
	発注者	工事件名 調整内容
③ 事前調査	■ 着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について、綿密な事前調査を行い、十分把握のうえ、施工しなければならない。 ☐ 下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。	
④ 本工事への制限 ☐ あり ■ なし	本工事の施工にあたり、施工内容、施工時期、施工期間について、下記の制限があるので遵守すること。	
	内容及び時期	
	内容及び時期	
	内容及び時期	
⑤ 設計図書に指定された仮設工等について	(1) 設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、請負者において十分検討のうえ、設計図書により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 請負者においても、本仮設工に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し、提出するものとする。 (3) 工事の施工については、請負者の責任において実施するものとする。	

⑥ 借 地 ☐ あり ☒ なし	本工事に使用する借地は、下記のとおりであり、借地費用は工事費に含む。			
	用 途	場 所	面 積	条 件
			㎡	
			㎡	
			㎡	
⑦ 産業廃棄物の処理 ☒ あり ☐ なし	☐ 指定地処分(下記) ☒ 処分地未定 (L= km)			
	種 類	処 分 地	距 離	処 分 条 件
	コンクリートガラ	別途協議による	km	
	アスファルトガラ	別途協議による	km	
	産業廃棄物(プレボーリング工法)	別途協議による	km	
3. 土 工				
① 発生土処分 ☒ あり ☐ なし	☒ 場内処分： 位置及び処分方法は監督職員の指示による。			
	☐ 場外処分： ☐ 指定処分(下記) ☐ 自由処分(L= km)			
	処 分 地	距 離	処 分 条 件	
		km		
		km		
② 埋戻土仮置 ☒ あり ☐ なし	☒ 場内 : 位置及び仮置方法は監督職員の指示による。			
	☐ 場外(下記)			
	仮 置 場 所	距 離	仮 置 の 条 件	
		km		
	km			
③ 埋戻し ☒ あり ☐ なし	☒ 掘削仮置土 : 掘削土のうち、良質土を使用すること。			
	☒ 購入土(下記) ☐ その他(下記)			
	良質土(黒土)			
④ 建設発生土情報交換システム ☐ 対象 ☒ なし	請負者は、工事の実施にあたっては、土量、土質、土工期等に変更があった場合、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。			
	なお、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。			

4. 基礎工

① 杭基礎

■ あり

■ 既製杭工

(右記による)

□ 場所打ち杭工

(15.追記事項による)

□ なし

(1) 杭の材質、形状、寸法等は設計図書による。

(2) 杭の許容支持力は下記による。(打撃工法のみ記載)

施 設 名	支 持 力	施 設 名	支 持 力
自家発電設備基礎版	1,750 kN/本		kN/本
	kN/本		kN/本
	kN/本		kN/本

(3) 試験杭の施工は下記による。

なお、試験杭の結果、杭長に変更が生じた場合は監督職員と協議する。

施 設 名	本 数	杭 長	備 考
自家発電設備基礎版	1 本	25 m	1. 本杭に使用し、余長部は切断
	本	m	2. 位置は監督職員と協議
	本	m	
	本	m	
	本	m	

(4) 施工法等は下記による。

施工法

□ 打撃工法

□ プレボーリング最終打撃工法

□ 中掘最終打撃工法

□ プレボーリング拡大根固め工法[国土交通省大臣認定]

□ 中掘拡大根固め工法[国土交通省大臣認定]

■ プレボーリング工法 先端根固め・杭周固定

ハンマーの指定

□ あり ()

□ なし

オーガ削孔

□ あり (L= 図面に記載 m)

□ なし

載荷試験

□ 要 (本)

試験法 ()

□ なし

② 直接基礎

□ あり

■ なし

□ 載荷試験 要 (下記による)

地耐力確認のための平板載荷試験を行い、監督職員に報告すること。なお、その結果が下記設計地耐力を満足しない場合は、監督職員と協議するものとする。具体的な試験位置、箇所数は監督職員と協議すること。

施 設 名	地 耐 力	施 設 名	地 耐 力
	kN/㎡		kN/㎡
	kN/㎡		kN/㎡
	kN/㎡		kN/㎡

試験法 (地盤工学協会基準 JSG 1521-2003)

□ 載荷試験 不要 (下記による)

載荷試験不要の場合、現地の土質がボーリング時のものと一致することを監督職員立会のうえ確認すること。不一致の場合は監督職員と協議するものとする。

8. 地盤改良工				
① 地盤改良工 □ あり ■ なし	改良範囲は設計図書によること。			
	改 良 箇 所	工 法	改 良 材 の 種 類	使 用 量
	観測井の設置 (箇所) 水質試験(採水) ()			
② 六価クロム溶出試験 □ あり ■ なし	六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」によるものとする。			
	工 法	検 体 数		
		配合設計段階	検体	施工後段階
		配合設計段階	検体	施工後段階
		配合設計段階	検体	施工後段階
9. 管渠工				
■ あり □ なし	■ 開削工法 □ 推進工法 □ シールド工法 □ その他 工法明示 あり(下記) □ なし			
	施 工 区 間	工 法		
		開削工法		
	舗装復旧工 1. 適用 ■ あり(下記) □ なし □ 仮復旧 (回)まで(本復旧は別途工事) □ 仮復旧 (回)+本復旧まで ■ 本復旧のみ 復旧範囲は設計図書によること。			

10. 防食被覆工		
☐ あり ☒ なし	(1) 防食被覆工の施工は、「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」によること。 (2) 防食被覆工の仕様、施工範囲等は、図面による。 (3) 防食被覆工を施工した対象コンクリート構造物に施工銘板を設置すること。施工銘板には、施工箇所、被覆材料、被覆工法、請負者名、施工者名、製造者名、施工年月日を明示する。 (4) 完成検査時に「防食被覆工法性能保証書」を提出すること。性能保証書には、工事名、工事地名、施工箇所及び施工箇所ごとの設計腐食環境、工法規格、施工数量、工法名並びに性能保証期間と保証内容を記載し、請負者、施工者、製造者の連名により提出する。性能保証期間は10年とする。	
11. 既設コンクリート構造物補修工事	既設コンクリート構造物の補修工事の施工は、「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」によること。	
① 事前調査 ☐ あり ☒ なし	(1) 補修工事に先立ち、下表の調査を行い、その結果を監督職員に報告する。なお、調査範囲及び調査頻度は、図面による。 (2) 調査方法は、下表のとおりとする。なお、調査方法の詳細については、監督職員と事前に協議すること。 (3) 調査結果の報告事項は、調査結果データ、展開図、調査記録写真とする。展開図には、調査範囲、調査結果等を図示するものとする。なお、調査結果報告書作成の詳細については、監督職員と事前に協議すること。	
	調査項目	調査方法
	☐ 中性化深さ	フェノールフタレイン法
	☐ コンクリート圧縮強度	非破壊試験(引張強度試験機)
	☐ コンクリート表面pH	pH試験紙、pHメーター
	☐ 鉄筋(かぶり厚さ、腐食度)	はつり出し目視点検
	☐ 表面異状(ひび割れ等)	目視観察・計測
	☐ 劣化状況	目視観察
② 劣化部除去工 ☐ あり ☒ なし	(1) 劣化部除去工の施工範囲は、図面による。 (2) 劣化部除去方法は、超高压水処理(処理水圧200MPa以上)を標準とする。	
③ 鉄筋処理工 ☐ あり ☒ なし	(1) 鉄筋処理工の施工範囲は、図面による。 (2) 鉄筋処理工には、鉄筋錆落とし(ケレン作業)、清掃、鉄筋防錆処理を含む。	
④ 断面修復工 ☐ あり ☒ なし	(1) 断面修復工の施工範囲、施工厚さは、図面による。 (2) 断面修復工に使用する断面修復用モルタルは、「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」に定める品質規格に適合したものとする。	

12. 雑工				
	(1) 図面表示の無いものは、本特記仕様書1. ②に指定する標準図による。 (2) 二次製品の採用にあたっては、製作図又はカタログを監督職員に提出し、承諾を得ること。 (3) 設計荷重、許容たわみ量等の条件があるものは、必要に応じて、上記(2)に構造計算書を添付すること。			
13. その他				
① 増設工事 ☐ 該当 ☒ なし	既存の施設が稼動中であるので、管理者と十分に連絡調整をとり、その運転管理に支障を及ぼさないように配慮すること。 工事施工により既存施設に損傷を生じ、その原因が請負者の責による場合、請負者は原形復旧を行うこと。			
② 既設仮壁撤去 ☐ あり ☒ なし	既存の仮壁の撤去に際しては、既存施設・設備の保安対策を十分検討し、その内容について、監督職員の承諾を得なければ、当該撤去工事に着手してはならない。			
③ 現場CBR試験 ☐ 要 ☒ 不要	設計CBR値 = % 試験の結果、CBRの測定値が設計CBRと不一致の場合は、監督職員と協議するものとする。			
④ 工事車両用載荷試験 ☐ 要 ☒ 不要	工事車両の搬入に際し、浅層改良の必要性を判断するため、地耐力確認の平板載荷試験を実施し、監督職員に報告すること その結果が下記設計地耐力を満足しない場合は、監督職員と協議するものとする。具体的な試験位置、箇所数は監督職員と協議すること。			
	施 設 名	地 耐 力	施 設 名	地 耐 力
		kN/m ²		kN/m ²
14. 共通仮設費				
① 交通誘導員 ☐ あり ☒ なし	交通誘導員の配置は下記による。 また、配置場所及び配置時間、期間については、監督職員と協議するものとする。 なお、管理者等との協議の結果、又は、条件変更等に伴い、変更する必要がある場合は、別途協議する。 ☐ 【交通誘導員A】			
	作 業 内 容	配 置 人 員	延 べ 人 数	
		人/日	人	
		人/日	人	
	☐ 【交通誘導員B】			
	作 業 内 容	配 置 人 員	延 べ 人 数	
		人/日	人	
		人/日	人	

② イメージアップ ☐ あり ☒ なし	1. 工事現場のイメージアップは、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。請負者は、この目的を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適切なイメージアップを実施するものとする。 2. イメージアップの内容は、下記のとおりとする。 ☐ 率計上項目 (1)～(4)の各計上項目ごと(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション)に1内容ずつ(いずれか1項目のみ2内容)の合計5つ以上の内容を選択し、監督職員の承諾を得て実施する。 但し、☒で示す場合は、当該項目を必ず実施する。 (1)仮設備関係 ☐ 用水・電力等の供給設備 ☐ 緑化・花壇 ☐ ライトアップ施設 ☐ 見学路及び椅子の設置 ☐ 昇降設備の充実 ☐ 環境負荷の低減 (2)営繕関係 ☐ 現場事務所(食堂、休憩所等を含む)の快適化 ☐ 労働者宿舍の快適化 ☐ デザインボックス(交通誘導員待機室) ☐ 現場休憩所の快適化 ☐ 健康関連設備及び厚生施設の充実等 (3)安全関係 ☐ 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ☐ 盗難防止対策(警報機等) ☐ 避暑・防寒対策 (4)地域とのコミュニケーション ☐ 完成予想図 ☐ 工法説明図 ☐ 工事工程表 ☐ デザイン工事看板(各工事PR看板含む) ☐ 見学会等の開催(イベント等の実施含む) ☐ 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ☐ パンフレット・工法説明ビデオ ☐ 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) ☐ 社会貢献
② イメージアップ	☐ 積上計上項目 (1) ☐ 見学用ステージ ☐ 見学用の擬似階段 ☐ カラー舗装 ☐ 敷石及び見学者用専用駐車場等の設置 ☐ その他 () ☐ その他 (1) ☐ 前回工事で実施したイメージアップ施設の補修維持のみを行う。 () 3. イメージアップの具体的な内容、実施時期について、施工計画書に含め提出すること。 4. 工事完了時には、イメージアップの実施写真を提出すること。 5. 工程表の作成にあたっては、イメージアップの準備に必要な期間を考慮すること。

15. 監督員詰所					
① 借上損料 □ あり ■ なし	☐ 監督員詰所（ m ² : 備品 □ あり □ なし ） 設置 □ あり ■ なし 撤去 □ あり ■ なし 今回の借上期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月 （ ヶ月）				
16. 追記事項					
① 公共事業労務費調査に対する協力	本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、土木工事一般仕様書第119条2に基づき、調査票等に必要事項を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。				
② 排ガス対策型建設機械の使用原則化について	本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8付け、建設省経機発第249号、最終改正平成9年10月3日付け、建設省経機発第126号）に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうち、指定以外の建設機械を使用することができる。また、排出ガス対策型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 種</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ バックホウ ・ トラクターショベル（ホイール型） ・ ブルドーザ ・ 発電発電機（可搬式、溶接兼用機を含む） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー） ・ ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）</td> <td> ディーゼルエンジン（出力7.5～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	・ バックホウ ・ トラクターショベル（ホイール型） ・ ブルドーザ ・ 発電発電機（可搬式、溶接兼用機を含む） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー） ・ ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）	ディーゼルエンジン（出力7.5～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
	機 種	備 考			
	・ バックホウ ・ トラクターショベル（ホイール型） ・ ブルドーザ ・ 発電発電機（可搬式、溶接兼用機を含む） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー） ・ ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）	ディーゼルエンジン（出力7.5～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。			

③ 産業廃棄物処理	産業廃棄物の運搬・処分等の処理を委託する場合は、適正な処理が行われるよう廃棄物処理業者を指導、監督するとともに、土木工事一般仕様書第124条4の規定に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により確認するものとする。
④ 重要仮設設備の事故防止対策 □ 対象あり ■ 対象なし	1. 重要仮設設備の定義 ポンプ場の機能や処理施設の重要な機能を担う仮設ポンプ設備、仮設配管、仮設電気設備等で、これらの仮設設備に事故等が発生した場合、汚水の流出及び処理機能の停止や低下を招く恐れのあるもの。 2. 重要仮設設備の施工計画の留意事項 (1) 請負者は、重要仮設設備の施工計画の作成に先立って、現地調査を行い、調査結果を監督職員に報告すること。 (2) 重要仮設設備に関する施工計画書を作成し、監督職員の承諾をうけること。 なお、施工計画書においては、以下の事項に留意すること。 ① 重要仮設設備の機能が停止した場合、代替えの機能が確保されていること、又は、被害防止の対応ができること。 ② 重要仮設設備に関する運転・保守管理計画、事故防止対策、事故発生時の減災対策(資機材の現場備蓄、資機材の調達、簡易水質測定キットの備え等)、緊急連絡体制等を整備すること。 ③ 重要仮設設備に関する水理計算、容量計算、圧力計算等を実施すること。 ④ 重要仮設設備の使用期間をできる限り短くした工程の検討を行うこと。 ⑤ 重要仮設設備の運転開始は、緊急対応を考慮し、原則として週末、連休前を避けた工程計画とすること。 ⑥ 重要仮設設備の施工図作成において、仮設配管端部の閉塞は、圧力計算結果に基づきフランジ止又はスミ肉溶接止とすること。
	3. 重要仮設設備の運転開始前の留意事項 ① 重要仮設設備への切替え方法、運転管理、緊急連絡、緊急体制等について、協議・調整すること。 ② 土砂流入の可能性等の現場条件を踏まえた点検を実施すること。 ③ 本設に準じた仮設配管の圧力試験を実施すること。 ④ 本設を停止する前に重要仮設設備の試運転を実施すること。 ⑤ 重要仮設設備の事故を想定した訓練を実施すること。 4. 重要仮設設備の運転期間中の留意事項 ① 定期的及び現場立会い時に重要仮設設備を点検するとともに運転・保守管理状況を監督職員に報告し、異常が認められた場合は速やかな対策を行うこと。 ② 台風の通過、接近や大雨等が予想される場合、重要仮設設備の点検及び警戒体制又は非常体制をとること。 ③ 台風、大雨等の警報発令解除後及び震度4以上の地震発生時には、速やかに重要仮設設備を点検するとともに、点検結果を監督職員に報告すること。